

第24日

平成30年9月27日（木）

午前10時零分開議

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。これより本日の会議を開きます。なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第107号議案を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 半田雄三君登壇）

○総務文教常任委員長（半田雄三君） ただいま議題となりました第107号議案につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

それでは、第107号議案財産の取得についてです。

市職員が使用しているパソコン128台、中学校教職員が使用しているパソコン29台の計157台のパソコンを更新するため、指名競争入札を執行し、落札した株式会社富士通エフサス九州支社福岡支店から購入するに当たり、議会の議決を求められているものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますよう、お願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 半田雄三君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第107号議案財産の取得についてを議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可

決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第88号議案ほか6件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 小島清人君登壇)

**○環境民生常任委員長(小島清人君)** ただいま議題となりました第88号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第88号議案平成29年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算の総額は620万3,000円です。本特別会計は地域改善対策の一環として歴史的、社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域の環境整備、改善を図るため、住宅改修資金、宅地取得資金、住宅新築資金に対する貸付事業を実施していたもので、現在は、住宅新築資金等貸付金の償還リスク向上を図ることを目的とし、償還推進に対する取り組みを行っています。

平成29年度は、滞納者に毎月、催告書を送付し、電話催告や訪問徴収による徹底した償還指導を行い、さらに償還意識に欠ける滞納者に対しては法的措置の検討や面談を行うことで償還意識の向上に取り組みました。

その結果、平成29年度累計償還率は、前年度から0.2ポイント上がり、94.5%となりました。償還額は414万9,000円、貸し付け残金は1億521万7,000円となっています。

本委員会としましては、償還率向上に向けた電話催告や訪問徴収などの取り組みを認め、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第90号議案平成29年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本特別会計については、国民健康保険事業に係る事業勘定と朝倉診療所に係る直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告します。

まず、事業勘定についてです。歳入歳出差し引き額は2億7,309万9,000円の歳入不足となっています。この不足分は、平成30年度予算からの繰り上げ充用を行うことで補填しています。

なお、歳出額には前年度繰り上げ充用として支出した約3億7,000万円の累積赤字分を含んでおり、この累積赤字分を除いた単年度決算では、約9,500万円の黒字となっています。

執行部の説明によると人口減少や社会保険適用拡大などの影響により、国民健康保険の被保険者は前年度より減少したものの、1人当たりの医療費は増加しています。その要因としては、被保険者の高齢化により医療費が高額となりやすいことや病気などで退職を余儀なくされた方を国民健康保険が受け入れるという制度構造上の特徴が影響していると

の説明がありました。それに伴い、国保の県単位化で導入された納付金の負担が増す懸念もあることから、今後も健診受診の勧奨や健康課で行っているステップ運動の推進など、地道な活動を行い、病気の早期発見や生活習慣の改善を促すことで医療費の増加に歯どめをかけるための取り組みを進めていくとのことでした。

国民健康保険税の収納率向上の取り組みとしては、ファイナンシャルプランナーによる生活改善型納税相談事業を行っており、平成29年度は国保税を含む市税全体として29人の相談を受け、約2,700万円の納税につながったとのことでした。

次に、直営診療施設勘定についてです。歳入歳出差し引き残額は1,040万1,000円です。平成29年度の朝倉診療所の外来受診者数は、1万5,123人、総合健康診断受診者数は1,755人で、昨年度より減少しています。

歳入においても診療費が減少しており、これらの要因としては平成29年7月九州北部豪雨災害で被災された方が定期通院や誕生日健診を受診できなかったことなどが考えられるとのことでした。

歳出においては、全身用エックス線CT診断装置を1,782万円で購入し、より質の高い医療が提供できるようになったとのことでした。

委員会では、災害による利用者の減少の中で行った取り組みをただしたところ、社会保険加入者に対して健康診断を診療所で受けてもらえるよう行ってきた努力が実り、平成29年度には209人の受診があったとの回答を得ました。

本委員会としましては、国民健康保険の財政健全化並びに直営診療施設運営における収入確保及び医療の質の向上に対する努力を認め、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第91号議案平成29年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出差し引き残額は2,386万6,000円ですが、これは出納閉鎖期間中に収納した保険料であり、翌年度に福岡県後期高齢者医療広域連合に納めて精算する仕組みです。

被保険者1人当たりの医療費は、平成28年度は117万5,000円と県平均より少し高く、県下市町村では21番目と前年度の20番目と比べて改善されているものの引き続き高い水準にあります。なお、75歳に到達した新たに後期高齢者になる方がふえていることから総医療費は増加しており、医療費削減が継続的な課題であるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第92号議案平成29年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出差し引き残額は60万円です。介護保険制度において、市は住民の要介護認定、保険給付を行い、それに要する経費の半分は公費で負担し、残りを被保険者から徴収した保険料で賄っています。

執行部の説明によると、平成30年3月31日現在の65歳以上、いわゆる第1号被保険者数は1万7,819人で、去年同期と比べ156人増加しているとのことでした。

また、平成29年度中の介護認定申請者数は新規、変更及び更新をあわせて3,753人と高齢化率の高まりや独居高齢者の増加に伴い、前年度に比べて100人増加しています。

次に、介護サービスの利用状況については1人当たりのひと月の給付費の平均から見ると訪問介護などの在宅で受けるサービスでは前年度と比べほぼ横ばいであるのに対し、グループホームなどの地域密着型サービスや特別養護老人ホームなどの施設サービスでは前年度より約1万円増加したとのことでした。

また、平成29年7月九州北部豪雨の影響により第1号被保険者の要介護認定率が上昇したことや介護サービスの給付費が増加したことなどの説明を受けました。

給付費の中には介護サービス利用時の利用者負担を被災の程度により減免し、保険者が負担した分も含まれており、このことも増加の一因であるとのことでした。

また、平成29年度は介護予防や介護が必要となってもできる限り地域で自立した生活を送ることができるように支援を行うことを目的とした地域支援事業の総合事業において通所型サービスCや通所型サービスB、また介護予防健診や生きがい就労セミナーなどの新規事業を行いました。

委員会では、平成29年7月九州北部豪雨の具体的な影響を問う中で、一時避難場所として小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護などの利用が増加したことについて説明を受けました。あわせて要介護認定を受けていない方でも、特別養護老人ホームなどに受け入れる対応を行ったことに伴い、発災後に福祉避難所の契約を交わした事業所分に対し、災害救助法の適用による補助を受けたいとのことでした。さらに、二次被害の拡大防止の実績として、発災当初から市内3カ所の地域包括支援センターが協力し合い、医師会やNPOと連携しながら避難所や被災地を訪問するなど、きめ細やかな対応を行ったことについても報告がありました。

本委員会としましては、介護予防、要介護者及び要支援者の自立した生活支援に対する市の取り組み実績を踏まえ、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第99号議案平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

本件は、国民健康保険特別会計のうち、直営診療施設勘定において主に肝炎治療に関連する経費の補正を行うものです。平成30年度に朝倉診療所に肝炎治療の専門医の資格を持つ医師が赴任したことにより、新たに肝炎治療の指定医療機関の登録を行い、診療項目の充実が図られました。しかしながら、この肝炎治療に使用する薬が1錠当たり数万円と高額であり、医療費が不足する見込みが生じてきたことから肝炎治療にかかる診療収入の増加分を財源とし、歳入歳出それぞれに補正額を計上するものです。

本委員会としましては、主に肝炎治療の指定医療機関の登録に伴う予算の補正であり、

地域への医療の供給に必要であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第100号議案平成30年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

本件は、平成29年度決算確定による予算の補正です。歳出では、平成29年度介護給付費並びに地域支援事業費の確定に伴う国、県及び支払基金への返還金を計上し、歳入では平成29年度の介護給付費の確定に伴う県及び支払基金からの追加交付金並びに償還に係る財源不足額の基金からの繰入金を計上するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第104号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正の内容は、まず代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和です。家庭的保育事業を行うものについては、職員の病気、休暇などにより保育を提供することができない場合に、代替保育を提供する連携施設の確保が求められていますが、その確保が困難な場合、一定の要件を満たす小規模保育事業等を行うものを確保することをもって連携施設の確保にかえることを可能とするものです。

次に、家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大です。家庭的保育事業を行う場合の利用乳幼児に提供する食事について、一定の要件を満たす事業者からの外部搬入を可能とします。

最後に施設内調理に関する規定の適用猶予期間の延長についてです。条例の施行日である平成27年4月1日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、当該施設内での調理に必要な体制確保の努力義務を課しつつ、調理員配置や調理設備設置に関する規定の適用の猶予期間を施行日から10年間とするものです。

本委員会としましては、法令の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第88号議案平成29年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第90号議案平成29年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第91号議案平成29年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第92号議案平成29年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第99号議案平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第100号議案平成30年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第104号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第89号議案ほか11件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 鹿毛哲也君登壇）

○建設経済常任委員長（鹿毛哲也君） ただいま議題となりました第89号議案ほか11件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告します。

まず、第89号議案平成29年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてです。歳入歳出決算総額、6,941万4,000円となっています。簡易水道施設の設置箇所は平成29

年7月九州北部豪雨災害により鬼ヶ城簡易水道を廃止したことに伴い、前年度末より1カ所減の6カ所、給水区域も6区域となりました。現在、給水人口は214人で、前年度末から29人減少し、年間総配水量は4万9,220立方メートルで、前年度末から1万5,709立方メートル減少しています。また水道使用料は月額1,890円の定額制となっています。

歳出の主なものとしましては、鬼ヶ城簡易水道が大きな被害を受け、事業を廃止せざるを得ない状況となったため、各戸に井戸を設置し、飲用水の確保を行ったもの、施設の老朽化に伴い寺内簡易水道配水管布設工事を実施したものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第93号議案平成29年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額55万8,000円となっています。本会計は烏集院工業団地内の市有地部分の管理、水質調査が主な事業です。平成29年度は管理業務として調整池などの草刈り及び工業団地の調整池からの放流水や下流域の井戸水の水質検査を行いました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第94号議案平成29年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

本事業は、昭和50年4月からキリンビール株式会社福岡工場へ給水を行っているものです。

まず、収益的収入及び支出について、収入は1億5,074万1,000円で同工場からの水道料金が主なものです。支出は9,620万4,000円で職員の人件費、両筑平野用水施設管理費負担金、ダム使用権に係る無形固定資産減価償却費などが主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、収入は6億4,750万7,000円で、工業用水管布設工事に係る企業債とキリンビールからの負担金が主なものです。支出は5億6,223万5,000円で工業用水管布設工事が主なものです。当年度純利益は、3,991万円となり、同額が未処分利益剰余金となりますが、全額を建設改良積立金として処分するものです。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は5億1,387万9,000円になりました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第95号議案平成29年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収入は7億9,615万円で営業収益、営業外収益では水道料金、加入金、長期前受金戻入、一般会計からの繰入金が主なものです。

また、特別利益では災害復旧事業国庫補助金繰入金等のその他特別利益1億8,574万



7,000円が主なものになっています。支出は7億8,315万円で営業費用、営業外費用では職員の人件費、浄水場や水道管などの修繕費、動力費、福岡県南広域水道企業団への負担金や受水費、両筑平野用水施設管理負担金、減価償却費、消費税の納付、企業債の利子償還などで施設の維持管理に係る経費が主なものです。また特別損失では、災害による損失として3億959万円となっています。

次に、資本的収入及び支出について、収入は7,141万7,000円で、そのうち企業債610万円については災害復旧事業債となっており、その他については旧杷木町分の企業債の元金負担金、両筑平野用水二期事業負担金の一般会計負担分など、一般会計からの繰入金が主なものです。支出は1億9,083万6,000円で災害に伴う配水管復旧工事請負費、企業債の元金償還などです。この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億1,941万9,000円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しています。当年度純利益はマイナス483万4,000円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせますと当年度未処分利益剰余金は7,758万3,000円となり、全額を建設改良積立金として処分するものです。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると資金期末残高は13億1,210万5,000円となりました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第96号議案平成29年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収入は21億8,619万1,000円で、下水道使用料長期前受金戻入、一般会計からの繰入金、筑後川中流右岸流域下水道維持管理負担金返還金が主なものです。支出は20億4,442万8,000円で、職員の人件費、処理場やマンホールポンプ場などの維持管理委託料や修繕費、下水道窓口業務委託料、減価償却費、災害による損失が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、収入は12億7,942万9,000円で、建設改良債が7億9,620万円、その他下水道工事等に伴う受益者負担金、建設改良工事に伴う国からの交付金、一般会計からの繰入金が主なものです。支出は19億4,134万8,000円で、人件費、下水道工事請負費、企業債の元金償還などです。

流域関連公共下水道事業では、下水道管布設を6,176メートル、29.3ヘクタール、雨水幹線を76.5メートル整備し、朝倉処理区特定環境保全公共下水道事業では、三奈木の下水道管布設を2,685メートル、16.7ヘクタール整備しました。この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する6億6,191万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額引き継ぎ金で補填しています。当年度純利益は8,589万6,000円となり、地方公営企業会計初年度のため、同額が当年

度未処分利益剰余金となりますので、全額を減債積立金として処分し、資本的収支の補填財源としました。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は9,632万8,000円となりました。

委員会では、一般会計からの繰入金の内訳としては基準内繰入が6億7,252万5,000円、基準外繰入が2億7,226万4,000円となること、平成27年度に策定された汚水処理構想に基づいた下水道施設の平成37年度概成に向け取り組んでいること等を確認し、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第98号議案平成30年度朝倉市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてです。

本件は、第101号議案平成30年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）について及び第102号議案平成30年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第2号）についてと関連がありますので、あわせて報告いたします。

水道課及び下水道課の窓口業務等を民間委託する経費について、債務負担行為の設定を行うものです。期間は、平成31年度から平成35年度までで、限度額は簡易水道特別会計930万円、水道事業会計1億1,860万円、下水道事業会計1億8,830万円です。

執行部によりますと、現在、下水道事業で行っている窓口業務等の業務委託について、来庁者が水道事業もほぼ同じであることもあり、住民サービスの向上を図るため、平成31年度から水道事業についても下水道事業とあわせて業務委託を行い、窓口業務の効率化、人件費の削減を図るとのことでした。

また、水道事業会計、下水道事業会計で限度額に差があるのは、業務内容が一部異なり、下水道事業にしかない業務があるためとのことでした。

本委員会としましては、今後、メーター検針の省略化や上下水道の料金システムの統一化等も検討すること、窓口業務を委託することで効率的な事務、人件費の削減が見込まれるが、住民サービスの低下を招くことがないように十分に委託業者と協議を行うことを確認して、3議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第103号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農業委員、農地利用最適化推進委員が取り組む農地集積や遊休農地解消等の活動日数等に基づき、国から県を通じて交付金が交付される農地利用最適化交付金事業が実施されることになり、この交付金を活用するためには、今までは8節の報償費で支給していた活動費を1節の報酬から支給することが必要となったため、今回、報酬の額、その支給方法を条例で定めるものです。

本委員会としましては、制度の変更に伴う条例改正であるため執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第105号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてです。

災害公営住宅等への入居要件を緩和することにより、居住の安定を図り、被災者の不安の解消及び生活の安定を支援するものです。

主な改正は、災害公営住宅等への入居者資格となる世帯全員の月額所得額合計の上限を発災後3年間は21万4,000円であるものを25万9,000円に緩和するものです。発災から3年経過後は15万8,000円に戻ります。また、公営住宅入居については60歳未満の単身世帯の入居は認めていませんが、災害等、特別な事由があると認められる場合の公営住宅等への入居について、60歳未満の単身世帯でも入居可能とするものです。

本委員会としましては、被災者に対する優遇措置でもある改正であり、被災者が安心して暮らせる対策を図っていくことを期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第106号議案工事委託に関する協定の締結についてです。

これは、平成29年7月九州北部豪雨により被災した普通河川、奈良ヶ谷川、通堂川の河川復旧に係る工事について、福岡県と協定を結ぶものです。

執行部によりますと、普通河川奈良ヶ谷川、通堂川下流の筑後川合流部から3,152メートル上流の砂防堰堤までの災害復旧工事を行う中で、ため池2カ所、国道386号、堀川用水などを通過する関係上、事業調整や高度な技術が必要であり、また公共土木施設災害対策室において、平成30年発生の災害復旧事業も対応しており、大変厳しい状況であるため、今回、福岡県と協定の締結を行うとのことでした。

本委員会としましては、河川が通過する2カ所のため池については農林課の事業で復旧工事を行うこと、また今回の協定額に変更が生じた場合は再度議会の議決が必要であるとのことなどを確認し、福岡県と協定を締結することで高度な専門的技術を持った職員が復旧事業を担うことにより、一日も早い復旧がなされることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第108号議案市道路線の認定についてです。

まず、番匠田1号線、延長165.5メートル、幅員6メートル、番匠田2号線、延長24メートル、幅員6メートル、門田5号線、延長56.8メートル、幅員6メートルの3路線については、朝倉市土地開発指導要綱に基づく開発行為により道路用地として寄附を受けたことに伴い認定するものです。木船1号線、延長280メートル、幅員5.5から11.9メートルについては、一般国道322号道路改良事業に伴う一部新設つけかえのため、京塚・前田1号線、延長1,460メートル、幅員2.6から11.2メートルについては、主要地方道鳥栖朝倉線道路改良事業に伴う新設つけかえにより、旧道部分が市へ移管されるため認定するものです。

委員会では、現地調査を行い、開発業者へ開発地から市道・水路への土砂流入対策を指導すること、抜いたコアでアスファルトの厚み及び認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 鹿毛哲也君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第89号議案平成29年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第93号議案平成29年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第94号議案平成29年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第95号議案平成29年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議

題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第96号議案平成29年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第98号議案平成30年度朝倉市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第101号議案平成30年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第102号議案平成30年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第102号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第103号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第103号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第105号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第106号議案工事委託に関する協定の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第106号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第108号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第108号議案は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第87号議案を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（決算審査特別委員長 梶原康嗣君登壇）

○決算審査特別委員長（梶原康嗣君） ただいま議題となりました第87号議案平成29年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

平成29年度の一般会計の決算は、歳入総額392億7,131万5,000円、歳出総額363億8,128万6,000円で、歳入歳出差し引き28億9,002万9,000円、実質収支では8億3,086万3,000円の黒字決算となっています。

これは、前年度に比べ歳入は31.1%、93億984万円の増、歳出は24.3%、71億1,966万6,000円の増、実質収支は2億4,434万6,000円の増となっています。

平成29年7月九州北部豪雨災害復旧・復興事業等により、歳入歳出ともに前年度を大きく上回りました。

審査に当たっては、予算の執行が議会の議決、法令等に従って適正かつ効率的に行われ、市民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における意見等の趣旨が十分生かされているかどうかといった観点から鋭意審査をいたしました。

本決算は、歳入面では市税において平成29年7月九州北部豪雨災害による減免等の影響があるものの、法人市民税、固定資産税等の増となり普通交付税と臨時財政対策債については合併算定替えの縮減や地域経済・雇用等対策費や生活保護費等の減による影響はあったものの、特別交付税において平成29年7月九州北部豪雨災害分とし大幅な増となり、また国・県支出金、市債等についても災害復旧事業等により大幅な増となりました。

歳出面では、公共施設等整備基金積立金などやふるさと応援寄附金事業、平成29年7月九州北部豪雨災害復旧事業及び災害関連事業等による増、また被災者支援事業や産地パワーアップ事業等による増となりました。また特別交付税の大幅な増額交付を受けたこと

により、財政調整基金を取り崩す必要ともしませんでした。

経常収支比率につきましては、88.7%と前年度より2.2ポイント改善しておりますが、今後も引き続き厳しい財政状況が続くと推測されます。これらの状況の中、国の地方財政措置により、財源として有利な事業の実施、合併特例事業債などの活用で後年度の一般財源の縮減にも努められ、また財政調整基金へ災害支援寄附金等を積み立てたほか、減債基金への積み立てやふるさと応援寄附金等を地域振興基金へ積み立てた上で黒字決算となっております。

委員会において、さまざまな視点から活発な質疑応答がなされたところであり、総括質疑においては、大きく3点について質疑がなされました。

まず、特別会計、公営企業会計への繰出金の考え方についてただしたところ、特別会計は義務的経費に近いものであり、各会計さまざまな取り組みを進めており、健康増進施策など進めば繰出金の縮小に期待しているとのこと、また、公営企業会計においては、市として必要な政策的なものについては基準外繰り出しも行っている状況であり、独立採算制による運営を基本としながらも整備計画、収支計画など中長期的な視点を持ち、収支状況をよくしていくことが大事であるとのことでした。

特別会計、公営企業会計ともに限度額を定めていないが、各会計等で最大限の努力を行うとともに一般会計の財政状況も勘案しながら繰り出しを行っていく考えであるとのことでした。

次に、歳入欠陥等債について説明を求め、災害対策基本法に基づく起債の特例制度で激甚災害発生年度という制約があり、平成30年度は対象外とのことでした。

最後に、約54億3,000万円の不用額についてただしたところ、災害関連事業とそれ以外の通常事業分も例年より大きくなっている状況であり、原因としては未曾有の災害によりその対応に迫られたこと、また災害の影響で実施できなかった通常事業があったと分析しているとのことでした。

財政計画の策定については、四半期ごとでの取り組みでなく、当初予算の編成時に大きな事業を中心に当該年度について精査をし、厳格に対応しているとのことでした。

今後も復旧・復興事業等に多大な経費を必要とする中、全国的に災害が発生している状況であり、平成29年度のような特別交付税交付額は期待できません。また普通交付税も段階的な縮減等により減少し、これに耐え得る財政運営が必要であると考えられます。

本委員会といたしましても、復旧・復興が最優先であるため、歳出の増加は避けられない厳しい状況ではあるが、有効な財源の確保や事業の優先性を考慮し、これまで以上に行政改革や行政評価による事業の取捨選択を行い、さらにさらなる効率的な行財政運営を努めていただくことを期待し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。



○議長（中島秀樹君） 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（決算審査特別委員長 梶原康嗣君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第87号議案平成29年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり認定されました。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

午前11時1分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（中島秀樹君） 会議を再開いたします。

次に、総務文教常任委員会に付託していた30請願第1号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 半田雄三君登壇）

○総務文教常任委員長（半田雄三君） ただいま議題となりました30請願第1号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元にかかわる意見書の提出を求める請願書につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

審査にあたっては、執行部の出席を求め、本件に関する国や県の動向について説明を受けました。執行部によりますと、本年5月に開催された第70回全国都市教育長協議会において、義務教育制度の根幹を維持するとともに、義務教育費国庫負担制度の堅持を期すること、少人数学級や障がいの多様化、教員の長時間勤務の改善に対応した次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の策定を期することなどが決議され、平成31年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情が提出されており、福岡県市町村教育委員会連絡協議会においても、平成31年度福岡県教育施策及び予算についての提言が準備されているとのことです。執行部としても、きめ細かな指導の充実を図り、子どもたちの基礎学力の向上とあわせ、教育の機会均等と教育水準の維持、向上を図る観点から、請願書の内容につ

いては賛同できるとのことです。

委員会では、課題が複雑化、困難化する学校現場において、子どもたちの豊かな学びを実現するために教職員定数改善。また、教育の充実のために義務教育費国庫負担割合の2分の1への復元を国に要望すべきであると考え、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。なお、御賛同賜れば、本請願の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出したいと思っておりますので、よろしくお申し上げまして報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 報告は終わりました。これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 半田雄三君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、30請願第1号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元にかかわる意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、30請願第1号は、採択することに決しました。

次に、第97号議案の審議を行います。

それでは、第97号議案平成30年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第97号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号の審議を行います。

それでは、意見書案第1号地方財政の充実強化を求める意見書を議題とし、討論を行い

ます。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

---

午前11時17分再開

○議長(中島秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加議案等の上程を行います。

本日、総務文教常任委員会から意見書案1件、議会運営委員会から発議案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず、意見書案第2号について提出者代表の説明を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 半田雄三君登壇)

○総務文教常任委員長(半田雄三君) それでは、意見書案第2号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど、本会議で採択されました30請願第1号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元にかかわる意見書の提出を求める請願の趣旨に沿いまして提出した次第です。何とぞ、御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げまして説明を終わります。

(総務文教常任委員長 半田雄三君降壇)

○議長(中島秀樹君) お諮りいたします。発議案第2号については、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。以上で、提案理由の説明は終わりました。議案考案のため、暫時休憩いたします。その場をお願いいたします。

午前11時19分休憩

---

午前11時19分再開

○議長(中島秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について、

1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、意見書案第2号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって、本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議案第2号については質疑を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第2号及び発議案第2号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに、本会議において議決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、意見書案第2号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議案第2号については、討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第2号議員の派遣についてを議題とし、採決をいたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後、変更を要する時は、

その取り扱いを議長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、執行部からの発言の取り消しの申し出がっておりますので、発言を許可いたします。市長。

○市長(林 裕二君) まず、9月7日の柴山恭子議員の一般質問における農林課林務係長の答弁の中で、一部、配慮に欠ける発言がありましたので、この発言の取り消しをお願い申し上げます。

○議長(中島秀樹君) お諮りいたします。ただいま、執行部からありました発言の取り消しの申し出について、会議規則第62条の規定により、この申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、執行部からの発言の取り消しの申し出を許可することに決しました。

お諮りいたします。柴山恭子議員から、7日の本会議における一般質問中の質問の一部について、配慮に欠ける発言であるとの理由から、会議規則第62条の規定により取り消したいとの申し出がありました。この申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告については、別紙、配付のとおりであります。以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。これにて、平成30年第3回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時24分閉会